

令和2年5月19日

保護者様

三条商業高等学校長

本校における「新しい生活様式 ver.01」について

新緑の候 皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。また、臨時休業中の登校日設定等の取組についてもご理解とご協力をいただきありがとうございました。

さて、6月1日の学校再開に向けて、生徒が本校において健康で安全な生活を送れるように「新しい生活様式」を策定しました。今後も以下の様式に改良を加えながら生徒の健康と安全を第一に考え、感染拡大防止の取組を進めていきたいと考えております。

保護者の皆様におかれましても以下の様式をご確認いただき、ご家庭でもご指導を宜しくお願いいたします。

・登下校時の対策について

- 検温及び体温記録表を活用した健康管理を行う。
(登校前に確認できなかった生徒は登校後に保健室で検温を行う。)
- 登下校時はマスクを着用する。
- 登下校直後の手洗いを徹底する。

・SHR、授業等の対策について

- SHR時、担任、副任とで体温記録表により体温の確認をする。
- 生徒、教職員とも、授業前後の手洗いを徹底する。
- 生徒、教職員とも、授業中はマスクを着用する。
- 教室のドア、窓の全開による換気を実施する。(エアコン使用時は休み時間毎の換気)
- 近距離での会話をできるだけ避ける。
- 人の密度を下げる。(可能な範囲での座席間隔の確保等)
- 授業中や昼食時等、生徒同士が対面にならないような形で活動する。
- 各教科教員は、使用頻度等を考慮し、可能な範囲内で共用物品の消毒を実施する。
- 教科に関する特記事項
 - ・音楽科授業では、当面の間「合唱」を行わない。
 - ・家庭科授業では、当面の間「調理実習」を行わない。
 - ・体育科授業については、別紙のとおりとする。
 - ・発声を伴う活動や共同作業等の場合、座席間隔の確保等、必要な配慮を行う。
 - ・その他の授業等においても、上記に準ずる。

・その他、学校生活における厳守事項

- 登校後、体調不良、熱等の症状が出た場合には、すぐに担任や養護教諭に申し出る
- こと。
- 昼休み等の休憩時間における体育館の使用については、当面の間、禁止とする。
 - 身体計測、健康診断を、2～4ヶ月程度延期するので、相談したいことがある場合には、担任や養護教諭に申し出ること。

(担当 教頭 瀧澤 TEL0256-33-2631)